

相談支援事業所向け 実務確認資料

主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ・Ⅱ）

要件・実施・記録整理資料

計画相談支援・障害児相談支援 | 令和8年7月確認版

この資料の位置づけ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ・Ⅱ）について、対象事業所、配置要件、事業所内外で行う人材育成、基幹相談支援センターとの関係、届出・記録を整理した資料です。

確認日：令和8年7月31日

作成：館林市邑楽郡4町障がい者基幹相談支援センターしろっこ

1 加算の目的と位置づけ

主任相談支援専門員を「配置していること」だけを評価する加算ではありません。主任が、相談支援専門員に対する研修、同行、指導・助言を行い、相談支援の質の向上と地域の人材育成に役割を果たしていることを評価する加算です。

2 Ⅰ・Ⅱの違い

項目	加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）
単位数	300 単位／月	100 単位／月
対象	基幹相談支援センターの委託を受ける、児童発達支援センターと一体的に運営する、又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める事業所	主任相談支援専門員を配置し、所定の取組を行う事業所
育成対象	自事業所の従業者＋地域の他の相談支援事業所の従事者	原則として自事業所の従業者
基幹との関係	基幹が行う人材育成・支援の質向上の取組を、基幹職員と共同で実施	基幹が行う取組に協力
地域での役割	基幹に準ずる中核的な役割を、明確な役割分担の下で担う	事業所内の質向上を基礎とし、地域の取組にも協力

要点 ⅠとⅡの違いは、主任の資格の上下ではなく、事業所が担う地域での役割と、主任が指導・助言する範囲の違いです。

3 Ⅰ・Ⅱに共通する基本要件

確認領域	実施内容	主な確認資料
主任の配置	相談支援従事者主任研修を修了した主任相談支援専門員を、原則として常勤専従で1名以上配置	修了証、雇用関係書類、勤務形態一覧
兼務	認められる管理者等の兼務は、主任としての指導・助言等に支障がない範囲。個別に通知・Q&Aを確認	職務分掌、勤務実績、役割説明
会議	利用者情報やサービス提供上の留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）に開催	過去3月分を含む日時、参加者、議題、検討内容
同行研修	新規採用した全ての相談支援専門員に、主任による同行研修を実施	対象者、日付、同行場面、助言・振り返り
指導・助言	相談支援専門員の援助技術向上等を目的に、主任が指導・助言を実施	SV記録、計画点検、事例検討、面談記録
公表・周知	主任を配置し、質向上の取組を行う体制について、利用者や関係機関が確認できるよう整理	重要事項説明書、掲示、ウェブ掲載等

4 会議で扱う内容の例

- ・ 現に抱える支援困難事例の具体的な支援方針
- ・ 過去に取り扱った事例の問題点と改善策
- ・ 地域の事業者・活用できる社会資源の状況
- ・ 保健・医療・福祉等の制度、アセスメント・計画作成の技術
- ・ 利用者等からの苦情の内容と改善方針

実施がない場合 新規採用者がいないなど、対象となる事実がない項目は「未実施＝即要件不適合」とせず、対象者がいなかったことと、発生時に実施できる体制を記録します。指定権者の届出様式・取扱いも確認してください。

5 加算（Ⅰ）に求められる中核的な役割

対象となる事業所

- 基幹相談支援センターの運営の委託を受けている指定特定・指定障害児相談支援事業所
- 児童発達支援センターと一体的に運営されている指定特定・指定障害児相談支援事業所
- 地域の相談支援の中核を担う機関として、市町村長が認める指定特定・指定障害児相談支援事業所

「地域の中核を担う」とは

基幹相談支援センターに準ずる相談支援事業所として、主任相談支援専門員が、地域の相談支援体制の強化や、自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりに、明確な役割を持って協力していることが必要です。基幹が未設置の地域では、設置までの間、市町村とともに主体的に取り組むことが想定されています。

市町村による確認

区分	確認の考え方
基幹の委託あり	委託の事実により対象要件を確認。体制届を提出
児童発達支援センターと一体運営	一体運営の事実により対象要件を確認。体制届を提出
市町村長が中核機関として認める	体制届の受理をもって認める取扱い。相談支援部会等の意見聴取が望ましい
複数市町村で共同体制を構築	構成市町村の意見も聴取することが望ましい

Ⅰで追加して確認する実施内容

- 地域の他の指定特定・指定障害児・指定一般相談支援事業所の従事者に対し、会議、同行、指導・助言に該当する業務を実施
- 基幹相談支援センターが行う人材育成・支援の質向上の取組を、基幹職員と共同で実施
- 実施先、対象者、主任の役割、実施内容、助言後の振り返りを記録

6 加算（Ⅱ）に求められる取組

加算（Ⅱ）は、自事業所の相談支援専門員に対する研修・同行・指導・助言を確実に行う体制を評価します。地域の他事業所への取組は任意ですが、自事業所に他の相談支援専門員がいないなど、事業所内で取組を実施できない場合は、他事業所の従事者に対して実施する必要があります。

状況	実施の整理
事業所内に育成対象者がいる	週1回程度の会議、採用時同行、個別の指導・助言を計画的に実施
一人事業所等で事業所内実施が困難	地域の他事業所の従事者に対して、所定の指導・助言等を実施し記録
基幹との関係	基幹相談支援センターが行う人材育成・質向上の取組に協力

7 「共同実施」と「協力」の整理

区分	実施イメージ
Ⅰ：共同実施	企画、運営、講師・ファシリテーター、事例検討、同行・訪問等について、基幹と役割を分担して実施。単なる出席だけで終わらせない
Ⅱ：協力	基幹から依頼された研修、会議、OJT、事例検討、地域課題の整理等に参加・協力し、その内容を記録

しろっこの視点 主任相談支援専門員の配置を、事業所の加算取得だけで終わらせず、主任同士がつながり、地域の相談支援専門員をともに支える仕組みへつなげることが大切です。

8 実施記録に残す事項

記録	最低限残したい事項
会議	開催日時・方法、参加者、議題、検討内容、助言・決定事項、次回確認
同行研修	対象職員、同行日・場面、主任が確認した視点、助言、本人の振り返り
指導・助言／SV	相談者、テーマ、事例の匿名化、見立て、助言内容、実施後の変化
計画点検	点検した計画、本人中心・意思決定支援・地域生活の視点、改善点
他事業所への支援	事業所名、対象者、実施内容、主任の役割、継続支援の有無
基幹との共同・協力	取組名、役割分担、実施内容、参加者、地域へ返す事項

9 記録を増やしすぎない工夫

- 既存の会議録に「主任による助言」「次の対応」を明記する
- 同行記録と職員の振り返りを一枚にまとめる
- 基幹との共同実施は、次第・出席簿・役割表・実施報告を一組で保存する
- 個別ケースを扱う記録は、公開資料と分けて適切に管理する

注意 「研修を開催した」「会議に参加した」という事実だけでなく、主任が何を行い、相談支援の質や地域の体制にどうつながったかを確認できる記録にします。

10 届出・運営確認チェックリスト

- □ 主任相談支援専門員研修の修了証を確認した
- □ 常勤・専従及び兼務の可否を勤務形態一覧等で確認した
- □ 加算（Ⅰ）の場合、対象となる中核機関の要件を確認した
- □ 加算（Ⅰ）の場合、市町村・構成市町村との確認過程を整理した
- □ 概ね週1回以上の会議を開催し、必要な議題と記録を残している
- □ 新規採用者への同行研修を実施できる手順があり、対象者がいる場合は記録がある
- □ 主任による指導・助言、SV、計画点検等を継続して実施している
- □ 加算（Ⅰ）の場合、地域の他事業所に対する指導・助言等の記録がある
- □ 加算（Ⅰ）の場合、基幹との共同実施における主任の役割が明確である
- □ 加算（Ⅱ）の場合、基幹の取組への協力内容を記録している
- □ 配置・取組の体制を利用者・関係機関に分かる形で周知している
- □ 退職、休職、異動、兼務変更等があった際の届出・算定継続を確認する担当者を定めた

11 よくある誤解

誤解	確認すべき考え方
「主任がいれば算定できる」	配置に加え、会議・同行・指導助言・基幹との共同又は協力等の実績が必要です。
「Ⅰは主任の上位資格」	Ⅰ・Ⅱは資格の差ではなく、事業所と主任が担う地域での役割の差です。
「研修会への参加が指導・助言」	主任自身が対象者へ働きかけた内容と、その記録が必要です。
「基幹の会議に出席すれば共同実施」	Ⅰでは、企画・運営・助言等の明確な役割を持って共同実施することが重要です。

12 根拠・確認資料

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1

<https://www.mhlw.go.jp/content/001260473.pdf>

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001204019.pdf>

主任相談支援専門員配置加算 届出様式

<https://www.mhlw.go.jp/content/001239174.xlsx>

相談支援業務に関する手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001335080.pdf>

令和 8 年度障害福祉サービス等報酬改定について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00013.html

掲載上の注意 本資料は令和 8 年 7 月 31 日時点で確認した一般的な要件・運用上の視点を整理したものです。算定・届出に当たっては、最新の告示、留意事項通知、Q&A、届出様式及び指定権者の取扱いを必ず確認してください。